

豊岡市脱炭素先行地域推進事業補助金

補助金申請の手引き

高効率空調設備



令和8年6月時点

【問合せ・申請書類等提出先事務局】

豊岡市 コウノトリ共生課 脱炭素推進室

所在地：豊岡市中央町2番4号（市役所本庁舎2階4番窓口）

TEL：0796-21-9136

Mail：ondankaboushi@city.toyooka.lg.jp

1.補助金額

高効率空調設備の補助金額は次のとおりです。

補助対象設備	補助率 補助限度額	導入方法	補助限度額
高効率空調設備	住宅 補助対象経費の2/3以内	購入	補助上限：13万3千円 (1台限り)
	事業所 補助対象経費の2/3以内	購入	補助上限：200万 (1事業所5台まで)

2.補助対象設備の要件

主な交付要件は次のとおりです。詳細は国実施要領（別紙1）をご確認ください。

補助対象設備	交付要件
高効率空調設備	<p>①原則として、設置する設備における想定年間消費電力量をまかなうことができる太陽光発電設備と接続するものであること。ただし、太陽光発電設備が設置できない場合又は想定年間消費電力量に対して設備容量が不足する場合については、再エネ電力メニューからの調達等で補うこと。</p> <p>②【既存設備の更新の場合】 トップランナー制度による省エネ基準達成率が100%以上またはグリーン購入法の調達基準に適合する製品であり、従来の空調機器等に対して、省CO2効果が得られるもの。 ※エネルギー消費効率、消費電力が改善されていれば補助対象とします。 ※算定については、環境省の「算定支援ファイル(電気式ヒートポンプ)」、一般社団法人環境共創イニシアチブの「省エネ計算プログラム」、機器規格が家庭用の場合は、省エネ製品買換ナビゲーション「しんきゅうさん」などをお使いください。</p> <p>③【新たに設置する場合】 トップランナー制度による省エネ基準達成率が100%以上またはグリーン購入法の調達基準に適合する製品であること。</p>

～～～高効率空調設備の法定耐用年数～～～

高効率空調設備の法定耐用年数は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める期間となります。詳細は国税庁HPなどをご参照ください。

補助対象設備	法定耐用年数
住宅用(壁掛)	6年
業務用(埋込等)	15年又は13年

※設置する機器や事業所により、表の年数に該当しない場合があります。

3.交付申請

(1) 受付・申請期間

令和8年7月27日(月)～令和8年12月25日(金)まで

(2) 交付申請時の提出書類チェックリスト

交付申請時には、以下の書類の提出をお願いいたします。

提出書類	提出時の確認事項
交付申請書(様式第1号)	・該当箇所の項目に記載漏れがないか
見積書(明細を含む)の写し	・見積の明細が記載されているか ・氏名と設置所在地が記載されているか ・見積が2者分提出されているか
誓約書(別紙1)	・全ての事項を確認し、誓約書に署名したか
住民票の写し	・申請者の氏名と住所が記載されたものであるか ・発行から3カ月以内のものであるか
建物の平面図、断面図等 例:設計図面など	・設備の設置箇所が分かるか
設置する設備の仕様書 例:カタログなど	・設置する設備の仕様(メーカー、型番、性能等)が分かるか
※以下、該当する場合に提出が必要となる書類	
代理受領事前届出書(様式第11号)	※代理受領制度を利用する場合のみ提出
直近の確定申告書類の写し	※設置対象が事業所の場合のみ提出 ・個人事業主は「所得税確定申告書」(第一表)、法人は「法人税確定申告書」(別表一)の写し
補助対象地域内に事業所を置くことが分かる書類の写し	※設置対象が事業所の場合のみ提出 ・開業届、営業許可その他各種許認可・指定等の許可証、登記事項証明書等
既存設備の仕様が分かる写真とカタログ等	※設備更新の場合のみ提出 ・既存設備の型式が分かる写真を添付しているか ・既存設備の仕様(メーカー、型番、性能等)が分かる資料か ・複数台入れ替える場合は、どの設備の写真か判別できる状態で提出されているか ※参考様式の写真台帳を利用するか、それに準ずる様式で作成すること
その他市長が必要と認める書類	※市が提出を求めた場合のみ提出

4.実績報告

(1) 実績報告の時期

工事完了後30日以内又は令和9年2月26日(金)のいずれか早い日

(2) 実績報告時の提出書類チェックリスト

実績報告時には、以下の書類の提出をお願いいたします。

提出書類	提出時の確認事項
実績報告書(様式第8号)	・該当箇所の項目に記載漏れがないか
支払いを証明できる書類の写し 例:領収書、振込証明書等	・請求書の金額を支払ったことが分かるか
請求書(明細を含む)	・請求金額の明細が確認できるか
補助対象設備の契約日(取引日)、発注日、購入日等が交付決定通知日以降であることを確認できる書類の写し	・契約日(取引日)、発注日、購入日等が、交付決定より後の日付であるか 例:契約書、請書、発注書等 (交付決定前の契約、購入は、交付対象外となります。)
補助対象設備の設置前、施工中、設置後の写真	・設置前、施工中、設置後の設備設置箇所を同じ場所からそれぞれ撮影し、添付しているか ・上記とは別に、設置する設備の型式が分かる写真を撮影し、添付しているか ・室内機/室外機どちらも撮影しているか ・複数台導入する場合はどの設備の写真かを判別できる状態で提出されているか ※参考様式の写真台帳を使用するか、それに準ずる様式で作成すること
※以下、該当する場合に提出が必要となる書類	
住民票の写し	※申請時に市外居住だった場合のみ提出 ・申請者の氏名と住所が記載されたものであるか ・発行から3カ月以内のものであるか
代理受領委任状(様式第13号)	※代理受領制度を利用する場合のみ提出
設置設備の実際の位置図 例:平面図、設備の設計図など	※交付申請時から変更がある場合のみ提出 ・設備の設置場所が分かるか
再エネ電力へ切り替えたことが証明できる書類 例:契約内容が分かる書類	※再エネ電力メニューに切り替えた場合のみ提出 ・再エネ電力であることが分かるか
太陽光発電設備が設置されていることが証明できる書類 例:発電量の明細の写し等	※太陽光発電設備を設置又は設置済の場合 ・太陽光発電設備による年間の発電量が確認できるか
家電リサイクル券の「排出者控」の写し	※設備更新の場合のみ提出
その他市長が必要と認める書類	※市が提出を求めた場合のみ提出